

## 機能水器具の設置等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浄水器、活水器、アルカリイオン整水器等の器具（以下「機能水器具」という。）を給水装置の一部として設置する場合について、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (設計審査)

第2条 規程第7条第2項の規定により管理者が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機能水器具の上流側に止水栓を設置する等機能水器具の維持管理を容易に行うための措置が講じられていること。
- (2) 機能水器具の上流側に給水栓を設置する等機能水器具の上流側及び下流側の水質検査の実施及び機能水器具の故障時における給水を確保するための措置が講じられていること。
- (3) 直結増圧式による給水方式の共同住宅等に機能水器具を設置するときは、増圧給水設備の下流側に設置されていること。
- (4) 共同住宅等において各戸ごとに水道メーターが設置される場合を除き、機能水器具が水道メーターの下流側に設置されていること。
- (5) 検針等に支障をきたさない位置に設置されていること。
- (6) 機能水器具の損失水頭を考慮した設計に基づいて設置されていること。

### (維持管理)

第3条 機能水器具の設置後の管理は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 機能水器具の使用者又は所有者は、当該器具の製造業者等による定期

的な保守点検等により、当該器具を適正に維持管理しなければならない。

(2) 機能水器具に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施さなければならない。

(3) 機能水器具の使用者又は所有者は、当該器具の使用による衛生上の問題が生じないよう必要な措置を施さなければならない。

(水質検査)

第4条 川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）第10条第1項又は同条例第11条第1項により管理者が行う水質の検査は、原則として機能水器具の上流側の給水栓において行う。

附 則

この要領は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。